

国際トレンド



国際会計士連盟 (IFAC)
中小事務所アドバイザーグループ
メンバー

ひぐち なおふみ
樋口 尚文

IFAC—中小事務所アドバイザーグループ (SMP AG) ウェブ会議報告

2020年10月26日・27日及び2021年1月28日に、国際会計士連盟 (IFAC)・中小事務所アドバイザーグループ (Small and Medium Practices Advisory Group: SMP AG) のウェブ会議が開催された。会議には、筆者とテクニカル・アドバイザー (TA) の岡田博憲会員 (2021年1月の会議のみ) が出席した。本稿では、これらの会議の概要を報告する。なお、SMP AGの会議は非公開であり、議題に関連する資料の公表も行われておらず、限られた内容であることに留意されたい。

1 2020年10月会議

① メンバーの交代等

委員長から、2020年で任期満了を迎えるメンバーの交代と、各タスクフォースのリーダーの交代が発表された。

② SME-SMP作業計画

SMP AGのスタッフから、2020年作業計画の進捗状況と、IFACの戦略計画に従った2021年作業計画草案の概要の説明がなされた。メンバーからは下記のようなコメントがあった。

- i. ウェブセミナーを用いたコミュニケーションは重要であり、国境をまたいだ各地域とのコミュニケーションが可能となる。今後は、IT (テクノロジー) の重要性だ

けを強調するのではなく、中小事務所の業務転換 (Practice Transformation¹) のあらゆる側面を対象とし、将来に備えるために役立つ実務的な洞察に焦点を絞るべきである。

- ii. 基準設定に対するインプット、例えば、LCE (複雑ではない企業) の監査、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity: PIE) の定義、さらに、新しい品質管理基準の適用支援 (従来から実施していたツールの更新など) などが重点項目となる。追加の取組みとして、中小企業監査の価値と重要性に関する支援なども考えられる。

- iii. 非財務情報 (NFI) の報告と保証に関する業務に焦点を当てたリーダーシップの発展を探ることは、新たに浮上してきた主な重点分野であり、PIEではなく、中小事務所/中小企業の観点からの出発点として検討することが有用であろうと考えられた。この項目は2021年1月会議から検討が開始された。

③ CPAオーストラリアによる、中小事務所の業務転換のための支援策

SMP AGのTAでCPAオーストラリアのスタッフから、同協会の中小事務所支援策の最新の取組みをまとめた公表物CPAオーストラリアの出版物 (My

Firm. My Future. Reportⁱⁱ⁾の説明がなされた。他国の会計士団体(PAO)でも類似の中小事務所支援の取組みがなされているが、同協会では、以下の4点が重要と考えているようである。

- テクノロジーを活用する
- アドバイザリー業務を組込む
- 専門分野に特化する
- よりよい事業を展開する

説明の過程で、①オンライン学習モジュール、②ワークショップ、③2021年に開始される新しいリスクベースのベスト・プラクティス・プログラムを含む、CPAオーストラリアの中小事務所支援のための最近の取組みについても紹介された。

④ IESBAの最近の活動

IESBA(国際会計士倫理基準審議会)から、利害関係者へのフィードバックとして、プレゼンテーションを受け、SMP AGからは中小事務所の観点からコメントを提供した。まず、IESBAボード・メンバーで報酬プロジェクト担当のIan McPhee氏から、公開草案へのコメントを受けた、最新の動向の説明がなされた。また、IESBA副議長のRichard Fleck氏から、非保証業務プロジェクトに関連する最新の動向の説明がなされた。SMP AGからのコメントは以下のとおりであるが、結果的には、SMP AGのコメントの多くは、書面で提出したものを含め、ほとんど反映されなかった。

- i. 報酬の監査クライアントからの圧力は、特にCovid-19の環境下では、中小事務所にとって重要な問題であり続けている。
- ii. 非保証業務に関する追加された禁止事項は、中小企業の信頼されるビジネスアドバイザーとしての中小事務所の役割を低下させかねないリスクがある。
- iii. 新規程の発効日は、Covid-19の

影響を考慮して遅らせるべきである。

- iv. 提案されている数値基準等は学術的な証拠に裏付けられていないため、適用後レビューを行うことが重要である。

⑤ 中小事務所の業務転換

SMP AGでは、①ハイブリッドオフィスとホットデスク(デスク共有のこと)、②バーチャル環境でのパフォーマンス評価、③パートナー報酬の3つのトピックを取り上げ、デジタルプラクティスを通じた業務転換の可能性に焦点を当てたディスカッションを実施した。これについては、以下のようなコメントがあった。

- i. リモートで仕事をしているときに、スタッフのパフォーマンスを評価する際に柔軟に対応できるようにするために、事務所経営の考え方を変える必要がある。
- ii. プロジェクト管理ソフトウェアなどを使用することで、バーチャル環境でのスタッフのパフォーマンス評価に役立つデータを提供することができる。
- iii. ハイブリッドオフィスやホットデスクのトレンドは今後も続く予想され、このような環境への移行を成功させるためには、クライアントの準備も重要な要素となることもある。
- iv. Covid-19環境でのホットデスクのデメリットとしては、健康面での懸念が挙げられる。
- v. ハイブリッド環境で新しいスタッフを訓練し、統合することは困難であることが認識されている。企業の経営者は、「人を第一に考える」姿勢を採用し、それを一貫して実践しているとみられるようにする必要がある。
- vi. 異なるパートナーが担う様々な役割が、それに応じて報酬を得ることができるようになる必要がある。
- vii. 会計士ではない専門家を中小事務

所に惹きつけるためには、ワークライフバランスや競争力のある報酬・福利厚生を考慮することが重要である。

これらのコメントを要約して、IFACのウェブサイト“Global Knowledge Gateway”に記事が投稿される予定である。

⑥ IAASBの最近の活動とアップデート

IAASB(国際監査・保証基準審議会)ボード・メンバーのKai Morten Hagen氏と副ディレクターのBeverley Bahlmann氏から、特に不正と継続企業、監査証拠及びテクノロジーに関する最近の取組みに重点を置いて、IAASBの2020年の作業計画に関する多くのプロジェクトの進捗状況の説明がなされた。SMP AGからのコメントは以下のとおりである。

i. テクノロジーの進展を考えると、将来的に、法定監査には継続的かつリアルタイムの監査(Continuous Audit)が必要になるかもしれない。このような進展は、中小事務所が経営資源の面から制約を受けることになるため、二階層の専門職になる可能性がある。

ii. 不正と継続企業に関する期待ギャップの問題は重要な考慮事項であり、特に不正に関しては開示を通じた透明性が求められる。IAASBは、監査人が学ぶことのできる不正事件の事例研究をまとめることを検討してもよい。例えば、英国のNational Crime Agencyは、不正事件に関する報告書を多数保有している。

メンバー4名(全員女性)の紹介が行われた。

② 非財務報告

非財務報告に関して、EU、イタリア及び香港の実務について説明があった。

i. まず、EFAA(European Federation of Accountants and Auditors for SMEs、欧州の中小企業の監査事務所の連合体)会長のSalvador Marin氏及びディレクターのPaul Thompson氏から、欧州の状況について説明があった。すなわち、欧州では従業員500名以上などの要件を満たす大企業は非財務情報に関する報告書を開示することが欧州指令において求められているがⁱⁱⁱ、これは現在改訂を検討されていること、さらに、IFRS財団のサステナビリティに関する取組みを待つことなく、EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)も、ルール化を進めていることなどである。そのようなEUの規制環境の中で、サプライチェーンにおける販売先や、銀行による融資面での要請から、中小企業であっても任意のESGなどの非財務情報の提供が求められる場合があること、それについて中小事務所も支援を行う実務があるという説明もなされた。今後は、適用企業の範囲が広がる可能性があることや、規制範囲外であっても任意で簡素な開示が求められる可能性があり、そこが中小事務所にとって業務の機会になり得るということである。

ii. 次に、SMP AGのイタリア出身のメンバーであるMateo Pozzoli氏から、イタリアの非財務報告に関する実務の説明があった。イタリアでは、特に非営利事業体において、社会的要請から非財務情報の法定又は任意の開示(ソーシャル・レポート)が求められると

のことである。具体的には、法令上、第3セクターで1百万ユーロの収入がある場合は、ソーシャル・レポートの開示と保証が必要で、CNDCEC(イタリア勅許会計士協会)がISAE3000(改訂)に基づいたガイダンスを公表し、該当する事業体の監査人(主に中小事務所)が主に保証業務を提供することである。

iii. 最後に、SMP AGのメンバーであるJohnson Kong氏から、香港のESG報告の実務について説明があった。

まず、香港証券取引所では上場会社にESG報告を要求している^{iv}一方、非公開・中小企業にはESG報告の必要はない。ただし、非公開・中小企業であっても、投融資上の要請やサプライチェーンに組み込まれた場合はESG報告が必要になることがある。上場会社であっても報告の形式と保証は任意とされているが、最近では保証付きの報告の数が増えている。

HKICPA(香港公認会計士協会)では、イタリアと同様に、HKSAE 3000(改訂)のレポートング・フレームワークを基礎とするガイダンス^vを設けて実務に対応できるようにしている。また、最近では、中小事務所でも対応できるところが増えてきている。さらに、保証業務の報告書において、HKSAE3000に準拠したと明記する場合、保証業務の提供者はHKICPAの公表する品質管理基準と倫理規程を適用する、HKICPAの会員であることが必要である。ただし、財務諸表の監査人とESG報告の保証業務提供者は同一であることを要求されておらず、また、必ずしもHKICPAの会員が保証業務を提供しなければいけないわけでもない。

2 2021年1月会議

① 新メンバー

委員長から、2021年からの各国の新

筆者は、HKICPAの中小事務所支援について、教育や人材投資の面で質問した。回答としては、HKICPAは会員が、監査・保証に限らず、アドバイザリー業務を提供できるように研修プログラムを設けており、この範囲にはESG報告などについても含めているということである。しかし、これだけでは十分ではないので、中小事務所が、会計士以外の専門人材（例えば、大学で環境に関するエンジニアリングの学位を取得した者）を採用する、又は、ブティック・ファームと提携して、ESG情報の保証を提供できるようにしているという補足があった。

なお、非財務情報についての保証などが将来的に検討される場合^{vi}、我が国の中小事務所にも影響を及ぼす可能性がある。

<注>

- i SMP AG (及びIFAC) では、中小事務所の伝統業務（監査・税務・記帳代行）は頭打ちになると考えて、業務の転換を促すために、施策をまとめた資料を公表している。日本語訳もあるので、興味があれば一読いただきたい。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/ITI/2020/20201109dia.html (2021年2月10日閲覧)
- ii CPAオーストラリアの該当ウェブサイトは以下のとおりである。

<https://www.cpaaustralia.com.au/public-practice/managing-your-practice/my-firm-my-future-report> (2021年2月10日閲覧)

- iii いわゆる非財務報告指令 (NFRD)。European Union “Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014”
- iv Hong Kong Stock Exchange “Appendix 27 Environmental, Social and Governance Reporting Guide”
<https://en-rules.hkex.com.hk/rulebook/environmental-social-and-governance-reporting-guide-0> (2021年2月14日閲覧)
- v HKICPA “Technical Bulletin - AATB 5 Environmental, Social and Governance (ESG) Assurance Reporting” (December 2020)
[https://www.hkicpa.org.hk/-/media/HKICPA/Standards-and-regulation/SSD/03_Our-views/TB_-Cir/Auditing/aatb5_20.pdf](https://www.hkicpa.org.hk/-/media/HKICPA-Website/New-HKICPA/Standards-and-regulation/SSD/03_Our-views/TB_-Cir/Auditing/aatb5_20.pdf) (2021年2月28日閲覧)
- vi 岩間芳仁・園田 周「IFRS財団「サステナビリティ報告に対応する協議ペーパー」の概要及び我が国の対応」季刊会計基準2020年第71号35頁